

## 債権譲渡通知書 添付必要書類一覧

還付金 発生理由	必要書類
抹消登録	発行から6か月以内の印鑑（登録）証明書 ※写し可、ただし等倍に限る。
	抹消日が確認できる書類（写し可） 例）登録識別情報等通知書、登録事項等証明書
重複納付 超過納付	次のいずれか ①発行から6か月以内の印鑑（登録）証明書 ※写し可、ただし等倍に限る。 ②領収証書（写し可）
	※ 領収証書を添付する場合の押印は、認印でも可 ※ 領収証書が発行されない納付方法（クレジットカード納付等）による場合は、お支払完了メール等の領収証書に代わるものを添付

（注）別途添付書類が必要な場合

発生理由	必要書類
納税通知書の住所・氏名が 現在と異なる場合	納税通知書記載の住所・氏名からの変更履歴が確認できる書類（写し可） 例）住民票、戸籍謄本、履歴事項全部証明書
納税義務者（債権譲渡人）が 死亡している場合 ※相続人代表者が債権譲渡人 となります	○納税義務者（被相続人）の死亡が判る書類（写し可） 例）戸籍謄本、除籍謄本、住民票の除票 ○納税義務者（被相続人）の相続権が確認できる書類（写し可） 例）戸籍謄本 ○相続人代表者の発行から6か月以内の印鑑登録証明書 ※写し可、ただし等倍に限る。